

沼田市水道料金あり方検討委員会会議の公開・非公開の扱いについて

このことについて、標記委員会に係る会議の扱いについては、同委員会設置要綱第6条第5項の規定により、原則として公開することとなっているが、次回（第3回）以降の取扱いについて、下記のとおりといたしたい。

記

1 非公開とする期間

第3回検討委員会（令和6年7月25日開催予定）から答申までの間

2 非公開とする理由

水道料金の改定は、市民生活や事業活動に大きな影響があるため、慎重な審議が必要である。

そのため、答申前の不確定な情報が公開されることで混乱を招き、円滑な審議の進行に支障をきたす恐れがある。

第3回目以降の会議では、具体的な水道料金を提示した資料を用いた審議が予定されていることから、これ以降の会議を非公開とするもの。

3 公開する情報

（1）答申前

各回の会議が終了後、審議結果の概要版を公表する（ホームページに掲載）。

概要版には、審議された事項と主な意見・質疑等を掲載し、具体的な料金に関する発言・資料等は掲載しない。

（2）答申後

答申後には、審議会で使用した資料及び議事録を公開する。

※なお、いずれも委員からの意見・質疑に関しては、発言者が特定できないよう委員名を伏せて公開する。

4 その他

（1）公開に際しては、事前にすべての委員に議事録内容の確認を行うものとする。

（2）本決裁後、沼田市ホームページにおいて非公開とする旨周知するものとする。